

フリーランスエンジニア紹介サービス



契約時に知らないと損する!

# フリーランスエンジニア 活用時の**12のNG**とは

フリーランスエンジニア採用 -虎の巻 法律編-



# 目次

「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」要約

01.	0.	はじめに	3
02.	1.	こんなことしていませんか？	4
03.	2.	フリーランスエンジニアを活用する際に関係する3つの法律	5
04.	3.	法的にフリーランスに対して行うべきでない12のNG行為とは？	6
05.		NG 1 報酬の支払遅延	7
06.		NG 2 報酬の減額	8
07.		NG 3 著しく低い報酬の一方的な決定	9
08.		NG 4 やり直しの要請	10
09.		NG 5 一方的な発注取消し	11
10.		NG 6 与えた業務の成果物にかかわる権利の一方的な取扱い	12
11.		NG 7 与えた業務の成果物の受領拒否	13
12.		NG 8 与えた業務の成果物の返品	14
13.		NG 9 不要な商品又は与えた業務の購入・利用強制	15
14.		NG10 不当な経済上の利益の提供要請	16
15.		NG11 合理的に必要な範囲を超えた秘密保持義務などの一方的な設定	17
16.		NG12 その他取引条件の一方的な設定・変更・実施	18
17.		<b>フリーランスエンジニア活用の不安な部分をRelanceが代行！エンジニア参画までの流れ</b>	19
18.		よくある質問	20
19.		ご相談・お問い合わせ	21
20.		サービス運営会社	22

本ペーパーは、経済産業省が 2021年3月26日に内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省と同時に発表を行った、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を要約し、取りまとめたものです。運用の際はかならず、上記URLにございますPDF資料を参照の上、貴社内での運用をお願い申し上げます。

また、一連の法令の遵守に関し、フリーランスエンジニア専門のエージェントであるリランスにお任せいただくこともご選択のひとつであると考えております。ぜひとも、下記よりお気軽にご相談ください。

## 最短で本日中のお打ち合わせ（オンライン）が可能です！

今すぐ相談する

relance@3-shake.com

※最短即日、3営業日以内に弊社担当者よりご連絡を申し上げます。

Q. この中で、フリーランスエンジニアに対し  
発注事業者が「行ってはならないこと」はどれでしょうか？



1

契約に「システムの点検を行うこと」が含まれていないのに、  
契約したフリーランスエンジニアにシステムの点検が  
「当然されるだろう」という態度で検品結果を聞く

2

フリーランスエンジニアが貴社で仕事をしたことが、  
新規顧客の獲得にとっても効果的なプロモーション情報で  
あるにも関わらず、事業者が一方的に公表を制限し、  
秘密保持義務を設定する

3

業績悪化や、予算不足、顧客からのキャンセルなどを理由に、  
事業者の一時的な都合で、契約で決定した報酬を減額する、  
または対価を払わない

4

フリーランスが著作権を持つ製品であるのに、  
その対価を配分しなかったり、  
事業者が一方的に対価配分を決めたり、利用事態を制限する

**A. すべてNGです！**

(テキストリンクをクリックすると、該当の法律を解説したページへジャンプします)

フリーランスエンジニアを活用する際に注意したいのがこの **3つの法律** です。

### 1. 独占禁止法

条件→取引の発注者が事業者であれば、相手が個人の場合でも適用される事業者とフリーランス全般との取引に適用される法律です。

### 2. 下請法

条件→取引の発注者が資本金 1,000万円を超える法人の事業者相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用される法律です。

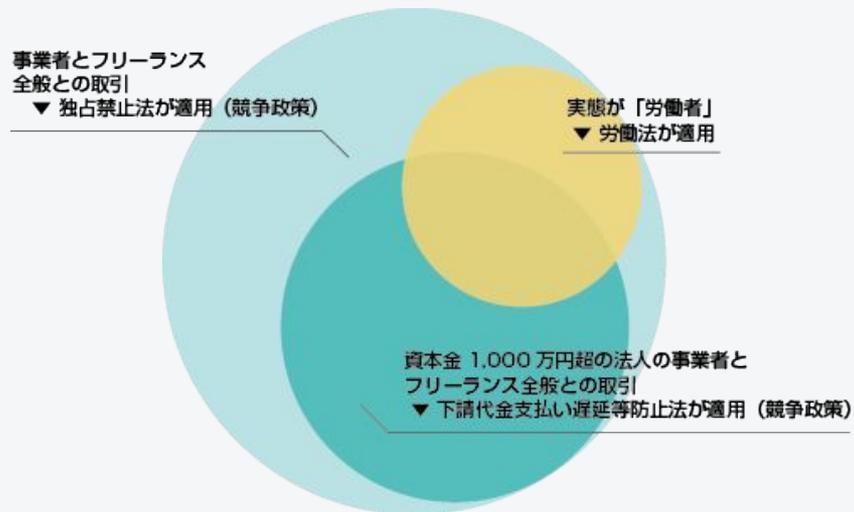
### 3. 労働関係法令

実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事していると判断される場合など、「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用されます。

その場合、行為については、独占禁止法や下請法上、問題にはされません。

※本資料では詳細を省いております。

[「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン 内閣官房」](#)を参照し、法務部などに確認の上、最適な運用を行ってください)





独占禁止法・下請法において以下の12の項目がNGな行為とされています。

1. 報酬の支払遅延
2. 報酬の減額
3. 著しく低い報酬の一方的な決定
4. やり直しの要請
5. 一方的な発注取消し
6. 与えた業務の成果物にかかわる権利の一方的な取扱い
7. 与えた業務の成果物の受領拒否
8. 与えた業務の成果物の返品
9. 不要な商品、または与えた業務の購入・利用強制
10. 不当な経済上の利益の提供要請
11. 合理的に必要な範囲を超えた秘密保持義務などの一方的な設定
12. その他取引条件の一方的な設定・変更・実施

上記12項目の中で共通して懸念されているのは、

- ・正常な商慣習に照らして(フリーランスエンジニアに対し)不当に不利益を与えていないか？
  - ・(契約企業またはエージェントが)優越的地位を乱用して権力を行使していないか？
- という点です。

## 【NG行為の例】

-  社内的な支払手続の遅延や、成果物の設計や仕様の変更を理由に、契約で決められた支払期日に報酬を支払わない。
-  納品完了後に、納品物の確認作業をわざと遅らせるなどして、契約で定めた支払期日に報酬を支払わない。
-  一括払いと契約を交わしたが、支払の段階になって発注事業者の一方的な都合で分割払いに変更してしまう。



発注事業者が、正当な理由がないのに、契約で決められた支払期日に報酬を支払わない場合で、フリーランス側が、今後の取引に与える影響などを懸念して受け入れざるを得ない場合、「優越的地位の濫用」として問題になります。

また、契約で決められた支払期日より遅れて報酬を支払う場合だけでなく、**一方的に報酬の支払期日を遅くしたり、支払期日の到来をわざと遅らせる**ことも問題になります。

## 下請法の規制対象になるのは？

発注事業者がフリーランスに対し、下請代金を支払期日の経過後も支払わない場合、下請代金の支払遅延として問題になります。

### 【NG行為の例】

 業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセルなどを理由に、発注事業者の一方的な都合により、**契約で定めた報酬を減額**する。

 発注事業者の都合で仕様の変更、やり直し、追加業務が発生した結果、**フリーランスの作業量が大幅に増加したのに、増加分の報酬の支払を約束したにもかかわらず、契約で定めた報酬しか支払わない。**



発注事業者が、フリーランスと**契約をした後に、正当な理由がないのに、契約で決められた報酬を減額**する場合、**優越的地位の濫用**として問題となります。

また、**契約で決められた報酬額は変えずに、与えた業務などの仕様を変更するなどして、実質的に報酬を減額**する行為も、**同様にNG**です。

#### 下請法の規制対象になるのは？

発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスに落ち度がないにもかかわらず、発注時に決められた代金の額を減らす場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている**下請代金の減額**として問題となります。

### 【NG行為の例】

-  事業者都合で短い納期での依頼を行い、そのため完成に必要な経費も大幅に増加したためフリーランスが報酬の引上げを求めたが、**通常納期で発注した場合と同一の報酬しか払わないことを一方的に決定**する。
-  事業者側の予算単価を基準に、**一方的に通常の報酬より著しく低い報酬を設定**すること。
-  **フリーランスが報酬について協議を求めたにもかかわらず**、見積書にサインさせ、記載された見積金額どおりに報酬を決定し、**一方的に通常の報酬より著しく低い報酬で業務を発注**すること。  
理由なく、特定のフリーランスを差別して、他のフリーランスより著しく低い報酬を決めること。

発注者が一方的に、著しく低い報酬での取引を要請するし、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合は優越的地位の濫用として問題になります。一方的に著しく低い報酬での取引を要求したかどうかは、「報酬の決定に当たりフリーランスと十分な協議が行われたか」「他の取引の相手方の報酬と比べて差別的か」「通常報酬との乖離状況」「与えた業務の需給関係」などにより判定されます。

### 下請法の規制対象になるのは？

発注事業者がフリーランスに対して、与えた業務に対し通常支払われる対価に著しく低い下請代金の額を不当に決定する場合、下請法第4条第1項第5号で禁止されている**買いたたき**として問題になります。

### 【NG行為の例】

-  納品物の検査基準をわざと厳しくし、発注内容と異なることや不具合があることを理由にやり直しをさせること。
-  仕様を明確にしない・仕様の変更をフリーランスに伝えないまま作業を継続させて、納品時に使用後が違ふとやり直しをさせること。



フリーランスから納品を受けた後で、**正当な理由がないのに発注事業者がやり直しを要請**し、フリーランスが今後の取引に与える影響などを懸念してそれを受け入れざるを得ない場合、優越的地位の濫用として問題になります。  
フリーランスと契約を交わした後に、依頼した業務を変え、当初依頼した業務内容と異なる作業をさせる場合については「(2)報酬の減額」「(12)その他取引条件の一方的な設定・変更・実施」としてこれも問題になります。

#### 下請法の規制対象になるのは？

発注事業者が、フリーランスに落ち度がないにもかかわらず業務をやり直させることにより、フリーランスの利益を不当に害する場合、下請法第4条第2項第4号で禁止されている**不当なやり直し**として問題になります。

### 【NG行為の例】

-  特定の仕様を指定した上で業務を発注し、これを受けてフリーランスが新たな機材・ソフトウェアなどの調達をしたが、発注事業者の一方的な都合により、フリーランスが調達に要した費用を支払うことなく、契約に基づく発注を取り消すこと。
-  また、フリーランスに、特定の仕様への環境の用意を依頼し、用意出来た後ただちに発注することを説明して発注を確約し、フリーランスが新たな機材・ソフトウェアなどの調達を進めていることを黙認していたにもかかわらず、発注事業者の一方的な都合により発注を取り消すこと。

発注事業者が、**正当な理由がないのに、フリーランスに生じた損失を支払うことなく一方的に発注を取り消し**、フリーランスが今後の取引に与える影響などを懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となります。

#### 下請法の規制対象になるのは？

発注事業者が、フリーランスに落ち度がないにもかかわらず依頼した業務の提供内容を変更することで、フリーランスの利益を不当に害する場合、下請法第4条第2項第4号で禁止されている**不当な給付内容の変更**として問題となります。

### 【NG行為の例】

 与えた業務の成果物の二次利用(※)について、フリーランスが著作権などを有するにもかかわらず、対価を配分しなかったり、事業者側がその配分割合を一方的に決めたり、利用を制限すること。

 フリーランスが著作権などの権利の譲渡を伴う契約を拒んでいるにもかかわらず、今後の取引を行わないことを示唆するなどして、権利の譲渡を余儀なくさせること。



フリーランスが発注事業者に提供する業務成果物によっては、著作権などの一定の権利が発生する場合があるが、発注事業者が、業務の成果物に対してすでに**報酬を支払い済みであることなどを理由に、業務の成果物にかかわる権利の取扱いを一方的に決定**することは、**優越的地位の濫用**として問題になります。

#### 下請法の規制対象になるのは？

発注事業者が、フリーランスに落ち度がないにもかかわらず依頼した業務の提供内容を変更することで、フリーランスの利益を不当に害する場合、下請法第4条第2項第4号で禁止されている**不当な給付内容の変更**として問題となります。

※業務成果物の二次利用としては、例えば、以下のような場合がある。

- ・フリーランスが発注事業者の自己使用のために制作したコンピュータープログラムを、他の事業者のために使用する場合
- ・フリーランスが特定商品のために制作したキャラクターについて、他の商品に使用する場合

### 【NG行為の例】

 フリーランスが、発注事業者に業務成果物を納品しようとしたところ、業績不振に伴い業務の成果物が不要になったことを理由として、業務の成果物の受領を拒否する。

 仕様を明確にしない・あらかじめ決めた検査基準をわざと厳しくし、発注内容と異なることや不具合があることを理由に、業務成果物の受領を拒否する。



発注事業者が、フリーランスと成果物の提供をうける契約をした後で、**正当な理由がないのに、業務成果物の全部または一部の受領を拒む**場合、優越的地位の濫用として問題になります。  
（業務の成果物を納期に受け取らないこと、納期を一方的に延期すること、または発注を一方的に取り消すことにより納期に与えた業務の成果物の全部又は一部を受け取らない場合、なども含まれます。

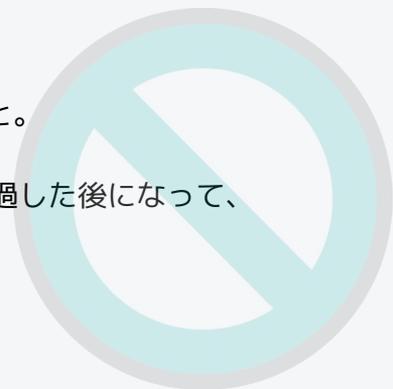
#### 下請法の規制対象になるのは？

発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスに落ち度がないにもかかわらず、与えた業務の成果物の受領を拒む場合には、下請法第4条第1項第1号で禁止されている受領拒否として問題になります。

### 【NG行為の例】

 与えた業務の成果物を、単に購入した客から返却されたことを理由にフリーランスに@返品すること。

 直ちに発見できる不具合であったにもかかわらず、業務成果物の確認に標準的な期間をはるかに経過した後になって、不具合があることを理由にフリーランスに返品すること。



発注事業者が、フリーランスに対し業務成果物を返品する場合に、どのような場合に、どのような条件で返品するかについてフリーランスとの間で明確になっていなければ、フリーランスにあらかじめ計算できない不利益を与えることとなります。正当な理由がないのに、フリーランスから受領した成果物を返品する場合、優越的地位の濫用として問題になります。

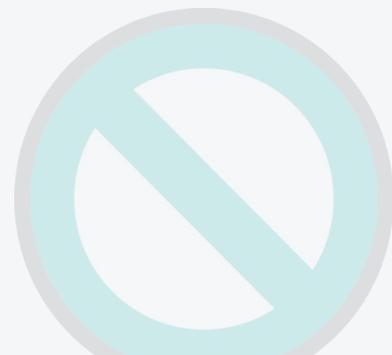
#### 下請法の規制対象になるのは？

発注事業者が、フリーランスに落ち度がないにもかかわらず成果物を受け取らず、フリーランスに業務成果物を引き取らせる場合には、下請法第4条第1項第4号で**禁止されている返品**として問題になります。

### 【NG行為の例】

 購入しなければフリーランスとの取引を打ち切る、取引の頻度を減らす、など、今後の取引に影響すると受け取られるような要請をすることで指定する商品を購入させること。

 発注担当者など、フリーランスとの取引関係に影響を及ぼしうる人物が、商品を指定し、商品の購入を要請し購入させること。



発注事業者が、**フリーランスに対し、取引の対象以外の商品やサービスの購入を要請する場合、その購入がフリーランスにとって業務提供上必要なく、フリーランスがその購入を希望していないにもかかわらず、フリーランス今後の取引に与える影響を懸念して受け入れざるを得ない場合**、不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題になります。

(上記で言う「商品」「業務」とは発注事業者の供給する商品、または与えた業務だけでなく、発注事業者が指定する事業者が供給する商品や業務、などが含まれます)

### 下請法の規制対象になるのは？

発注事業者がフリーランスに対して指定する物を強制購入させたり、または何かを強制利用させる場合には、下請法第4条第1項第6号で禁止されている**購入・利用強制**として問題になります。

### 【NG行為の例】

-  決算対策のための協賛金を要請し、フリーランスに協賛金を負担させること。
-  契約内容に情報システムの改修・保守・点検を行うことが含まれていないにもかかわらず、フリーランスに対し、情報システムの改修・保守・点検を無償で行わせること。



発注事業者が、**正当な理由がないのに、フリーランスに対し協力金などの負担、業務の無償提供、** そのほか経済上の利益の無償提供を要請する場合、フリーランスが今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合などには、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題になります。

#### 下請法の規制対象になるのは？

発注事業者がフリーランスに対して、自己のために金銭、与えた業務その他経済上の利益を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている **不当な経済上の利益の提供要請** として問題になります

## 【NG行為の例】

- 

フリーランスにとって、「発注事業者に業務を提供した」という事実が、新たな発注事業者を獲得する上で重要な情報となっているにもかかわらず、必要な範囲を超えて一方的に事実の公表を制限する秘密保持義務を設定すること。
- 

フリーランスへの育成投資や報酬の額が著しく低いにもかかわらず、当該フリーランスに、合理的に必要な範囲を超えて長期間、業務に専念させること。
- 

既にフリーランスの育成に要する費用を回収し終わったにもかかわらず、当該費用の回収を理由として、当該フリーランスに対して、一方的に競業との業務禁止義務や専属義務を設定すること。



一般的に、発注事業者が合理的に必要な範囲でこれらの義務（秘密保持義務・競業避止義務・専属義務）を設定することは、直ちに独占禁止法上問題になるものではありません。

しかし、合理的に必要な範囲を超えた義務は、それを設定されたフリーランスが、他の発注事業者に対して業務を提供する機会損失、不利益をもたらす場合があります。

発注事業者が、フリーランスに対して、合理的に必要な範囲を超えて一方的に秘密保持義務、競業避止義務、または専属義務を課す場合、フリーランスが、今後の取引に与える影響などを懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、不当に不利益を与えることとなり、**優越的地位の濫用**として問題になります。

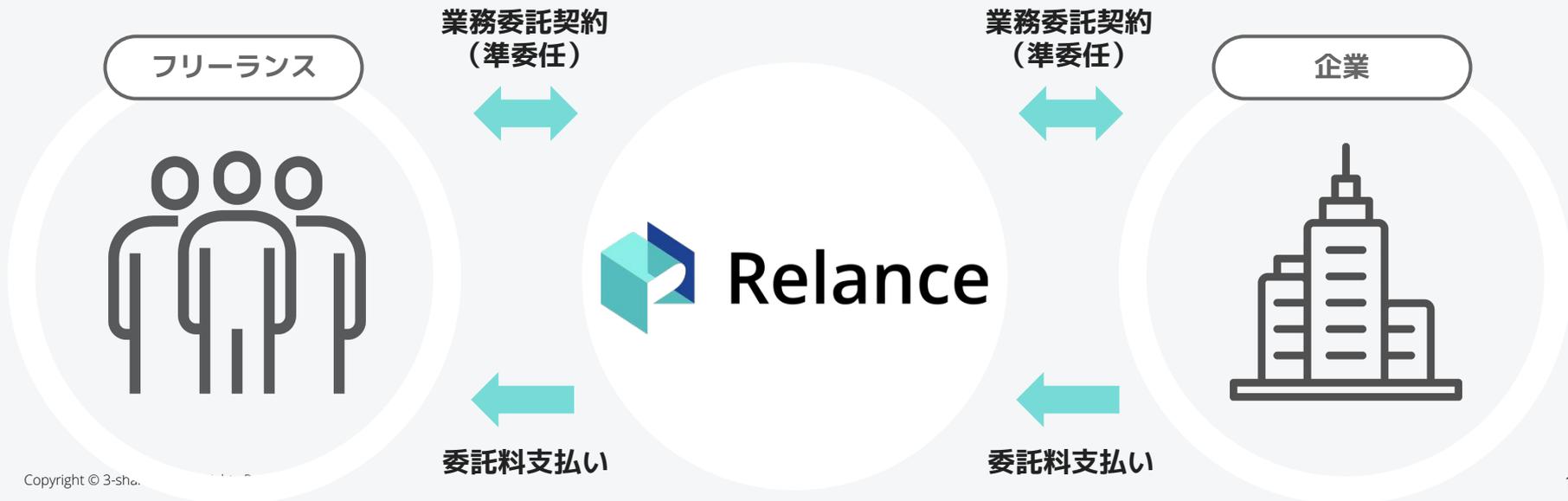
前記(1)から(11)までのNG行為の類型に該当しない場合であっても、取引上の地位がフリーランスより高い発注事業者が、一方的に、取引の条件を設定、もしくは変更し、取引を実施する場合に、**フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることになる場合、優越的地位の濫用として問題になります。**



ここまでの内容をご覧いただき、  
「この法令を遵守した上でフリーランスエンジニアと契約を結べるのだろうか」  
と、ご不安を感じた方も多いと思います。

## すべてRelanceにお任せください！

フリーランス活用のご相談から、採用代行、エンジニアとの契約まで、すべて弊社が行います。





## Q. 報酬体系はどのようになっていますか？

成果報酬等は発生せず、毎月の業務委託料のみお支払い頂きます。  
ご予算に応じての人材のご紹介も可能ですので、ぜひ一度ご相談ください。

## Q. ご紹介頂くエンジニアはどのように選定されるのでしょうか？

ご登録時に弊社のキャリアアドバイザーとの面談を設けており、その際にお伺いした保有スキルとご希望を元に貴社要望に合致する場合、ご紹介をしております。また、スキル精査は弊社のエンジニアと協同で実施するケースもございます。

## Q. 業務委託を活用する上での注意点はありますか？

ご想定の通りフリーランス（業務委託）を活用する際、いくつか注意点が有り、適した関わりが必要です。  
詳細はぜひお問い合わせください。

## Q. 正社員としての人材紹介は可能でしょうか？

貴社、エンジニアの双方合意の上、正社員への切り替えも可能でございます。  
その際の費用等詳細についても、ぜひお問い合わせください。

## 最短で本日中のお打ち合わせ（オンライン）が可能です！

フリーランス活用のご相談

チーム単位でのアサインのご依頼

エンジニアの採用代行

それぞれの金額感

など、お気軽にお問い合わせください。

今すぐ相談する

 [relance@3-shake.com](mailto:relance@3-shake.com)

※最短即日、3営業日以内に弊社担当者よりご連絡を申し上げます。